以下同じ。）」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第４改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」と、同条第四項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。以下同じ。）」と、同条第十項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えるものとする。

13～21　（略）

22　次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二条第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第七改訂版補足改訂版の規則15・6・に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項の規定は適用しない。

一・二　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二条　（略）

2～9　（略）

10　細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十二改訂版の規則17・16・に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあっては、平成三十二年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあっては平成二十九年八月三十一日）までの間）、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）」とあり、及び第百十条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則4.6.から8.まで及び15.に限る。）」と読み替えるものとする。

11～12　（略）

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～28　（略）

29　次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号又は第百十八条第一項第三号ロの規定中「フェーズ2」を「フェーズ1」に読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則6・2・1・1・に限る。）に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十四デシベルを超えない構造であればよい。

一～三　（略）

30・31　（略）

以下同じ。）」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第４改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」と、同条第四項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。以下同じ。）」と、同条第十項の規定中「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えるものとする。

13～21　（略）

22　次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二条第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号（同規則第七改訂版の規則15・6・に限る。）に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二条の三第五項の規定並びに細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項の規定は適用しない。

一・二　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二条　（略）

2～9　（略）

10　細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十二改訂版の規則17・16・に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあっては、平成三十二年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあっては平成二十九年八月三十一日）までの間）、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）」とあり、及び第百十条第二項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則4.6.から8.まで及び15.に限る。）」と読み替えるものとする。

11～12　（略）

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～28　（略）

29　次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号又は第百十八条第一項第三号ロの規定中「フェーズ2」を「フェーズ1」に読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則6・2・1・1・に限る。）に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十四デシベルを超えない構造であればよい。

一～三　（略）

30・31　（略）